

# 広島市歯科医師会だより

一般社団法人広島市歯科医師会

第 89 号 - 増刊号 -

(H26.9.12)

## 執行部より

**特集** 広島市歯科医師会事務局の今後を考える。  
- 広島県歯科医師会会館建設計画を受けて -

### 第 8 回 会館建設にかかわる現況報告

#### 第 1 回県歯会会館建設・会館管理合同委員会開催報告

はじめに

特集 広島市歯科医師会事務局の今後を考える 第 8 回 となります。

県歯会では、建設に向けた具体的検討を行う動きが加速してきました。まず、県歯会会館建設委員会が発足し、8月30日(土)に、県歯会会館管理委員会との合同委員会が行われました。

会館建設委員会、会館管理委員会という名前を聞かれて、「その違いは？」と疑問に思われた先生も多いのではないのでしょうか？

今回は、県歯会におけるこれら委員会について解説するとともに、先に行われた合同委員会についてご報告いたします。

## 県歯会会館建設委員会とは

名簿をお示しするのが一番理解しやすい方法かと思えます。

### 会館建設委員会委員名簿

委員長	荒川 信介(本会会長)
副委員長	小島 隆(本会副会長)
委員	三反田 孝(本会専務理事、富士見KK・協同組合)
	山崎 健次(地域歯科保健推進室、IT関連担当)
	三宅 茂樹(口腔保健センター)
	平岡 弘光(歯科医師国保組合)
	関野 憲三(広島高等歯科衛生士専門学校)
	土江 健也(広島市歯科医療福祉対策協議会)
	熊谷 宏(広島市歯科医師会)
	岡田 信彦(安芸歯科医師会)
	神原 和暢(東部地区役員連絡協議会)
	横山 晴洋(東部地区役員連絡協議会)
	新田 栄治(西部地区歯科医師会)
	里見 圭一(呉・竹豊・東広島歯科医師会役員連絡協議会)
	横山 勝(備北三地区歯科医師会)
外部委員	藤田 一朗(広島県歯科技工士会)
	浮田 瑞穂(広島県歯科衛生士会)
相談役	森保 洋之(広島工業大学名誉教授)
	山科 透(広島県歯科医師会顧問)
	山本 英雄(広島県歯科医師会顧問弁護士)
	河野 隆(広島県歯科医師会監事)
事務局	柘田 博昭(県歯事務局 本会・協同組合・富士見)
	梶山 正博(県歯事務局 国保)
	三好 雅子(県歯事務局 広島高等歯科衛生士専門学校)

(※委員会決定事項の評決は委員で行うものとする)

委員の構成は、執行部が委員長、副委員長となり、委員には新会館に入居予定の本会各組織、郡市地区歯科医師会の代表者、さらには県下各地区の代表者という構成です。外部委員として、新会館に賃貸入居予定の県衛生士会、県技工士会から会長が出ています。

これに加え、相談役として森保洋之広島工業大学名誉教授、山科透県歯会顧問、山本英雄県歯会顧問弁護士、河野隆県歯会監事(公認会計士)というメンバーです。

本委員会は、後述する会館管理委員会の下に位置する作業部会(荒川会長挨拶)という位置づけということですが、詳しい作業内容等はまだ明らかにされていません。9月19日(金)に会館建設委員会単独の委員会が開催されますので、その後にご報告できるものと思えます。

## 県歯会会館管理委員会とは？

この委員会は、平成 25 年 4 月に新たに制定された「一般社団法人広島県歯科医師会会館管理運営規則」を根拠とする委員会です。

本規則によると、この委員会の設置目的は、「本会が所有する会館の管理維持及び保全の適正化を図ること（第 1 条）」を目的としています。

本委員会の構成は、「本会の理事及び郡市地区歯科医師会会長を委員とし、本会会長を委員長とする（第 2 条）」となっており、「本会の監事及び顧問は、前項の委員会に出席し、意見を述べるができる（第 2 条）」とあります。

### 会館管理委員会委員名簿

本会役員	建設委員	郡市地区歯科医師会長	建設委員
荒川 信介	○	土江 健也	○
片山 巖		西村 好一	
小島 隆	○	前谷 照男	
石田 栄作		河田 眞樹	
三反田 孝	○	齊田 健一	
山崎 健次	○	神原 和暢	○
森本 進		角田 隆	
三宅 茂樹	○	齋藤 徹雄	
毛利 雅哉		(甲野 峰基)	
芦浦 文佳		元林 大	
西野 宏		岡田 信彦	○
川本 博也		里見 圭一	○
荒谷 恭史		吉岡 英人	
細原 賢一		橋本 清徳	
二井 亮		小西 貞夫	
久保 康治		秋山 敬三	
上川 克己		山崎 信義	
佐々木 元		折田 伸二郎	
山本 智之		牧原 伸夫	
伊藤 孝			
甲野 峰基			
高橋 康友			
好中 輝良史			
河野 隆	○(相談役)		
本山 栄荘			
山科 透	○(相談役)		

### －郡市地区会長会議との違いは？－

この構成を見ると、「郡市地区会長会議と同じではないか？」との疑問を持たれた先生もいらっしゃるかもしれません。そこでこの機会に、定款施行規則で定められた郡市地区会長会議について整理しておきます。

郡市地区会長会議は、「本会役員及び郡市地区歯科医師会会長をもって組織する（定款施行規則第 16 条）」とあり、その目的は、「会務の円滑な運営を期する目的をもって開催する（同第 16 条）」とあります。

目的の違いは規則で示されたとおりであり、構成については、本会役員（郡市地区会長会議）と本会理事（会館管理委員会）との違いです。ちなみに役員とは、理事及び監事（定款第 25 条）です。

### 会館建設委員会と会館管理委員会の役割について

県歯会がメール配信している「広歯メールマガジン」によると、荒川会長は県歯会 8 月理事会において、会館建設委員会を「会館管理委員会」の下に位置する作業部会という意図で置いているとの認識を示された上で、会館建設に係る組織決定の具体的手順について、「大切なことの決定は会員全員にお知らせし返信の投票をしていただくことも考えられ、重要度合いがもう少し軽ければ代議員会、さらに軽ければ会館管理委員会で決定をする」、と述べられています。

先に述べた会館管理委員会の性格からして、何が決定できるのか未だ不明ですので、これについては、今後の委員会開催とともに明らかになっていくと思われま

### 第 1 回会館建設・会館管理合同委員会開催

8 月 30 日（土）標記委員会が開催されました。

まず、オブザーバーとして広島県薬剤師会役員の方が数名お越しになっておられました。

会長挨拶ののち、会館建設にかかる現況報告がなされ、会館建設委員会相談役である、森保洋之広島工業大学名誉教授による「会館新築に係る設計管理業者等の選定への道」と題した講演がありました。その後質疑応答を経て委員会は閉会となりました。

次回予定としては、会館建設委員会が 9 月 19 日（金）に開催されることが決定しております。

### 会館建設委員会相談役 森保洋之広島工業大学名誉教授による講演

#### －会館新築に係る設計管理業者等の選定への道－

森保氏はこれまで、広島のまちづくりに関わるさまざまな行政関連の委員会に関わられた実績をお持ちで、その講演は県歯会会館建設の意味、必要となるもの、業者選定等の手順などについて示唆に富むものでした。

パワーポイント資料については、県歯会 HP 会員メンバーサイトにアップされていますので、一読をお勧めします。また講演内容は DVD として各郡市地区歯科医師会に配布されるので、会員の皆様にもご覧いただける機会を検討したいと思っております。

### 広島県歯科医師会館 整備方針 について

今回の委員会で、初めて標記資料が示されました。重要なものですので、以下にそのまま添付します。

#### 広島県歯科医師会館 整備方針

平成 26 年 7 月

一般社団法人 広島県歯科医師会

#### 1. 委託業務名

広島県歯科医師会館建設（設計・施工一括発注）業務

#### 2. 計画施設概要

①施設の場所 広島市東区二葉の里 3 丁目 2-4・5

②施設の用途 事務スペースを含む会員及び県民の学術研修施設、広島県歯科医師会、広島県歯科医師国民健康保険組合、広島高等歯科衛生士専門学校、広島県歯科医師協同組合、広島富士見株式会社、郡市歯科医師会（広島市、安芸）、広島口腔保健センター等

### 3. 敷地の条件

- ①区画条件 添付の公図のとおり
- ②地域条件 指定建ぺい率：80%、指定容積率：300%
- ③用途地域 近隣商業地域
- ④準防火地域

### 4. 基本理念

- ①医道の高揚、歯科医学・歯科医療の進歩発展、公衆衛生・歯科保健の研究と県民への普及啓発が達成できる近代的機能と設備を有すること。
  - ②歯科医学教育の研究・整備、会員の研修の場として機能を有すること。
  - ③歯科衛生士の養成の場としての機能を有すること。
  - ④県民の歯と口腔の健康づくりの推進及び歯科保健の普及啓発に寄与できる場としての機能を有すること。
  - ⑤会員の福祉及び歯科医業の向上に寄与できる機能と設備を有すること。
  - ⑥医療連携推進の拠点となるべき機能を有すること。
  - ⑦歯科医療に関する情報発信の中心となり得ること。
- 上記を兼ね備え、会員のシンボルとして、よりどころとなり得る施設とする。

### 5. 施設設計へ配慮すべきこと

- ・建設予定地は、上記施設の場所における敷地内。
- ・二葉の里地区まちづくりガイドラインほかを尊重し、広島駅新幹線口周辺地区の地区計画に十分配慮した設計とする。(特に、敷地への車の出入口、他に留意すること。)
- ・会員、県民が親しみやすく、気軽に訪れ、入りやすい施設とする。
- ・ユニバーサルデザインに配慮した施設とする。
- ・環境に優しい施設とし、省エネルギーに配慮し、太陽光利用、雨水利用等自然エネルギーの活用を検討する。
- ・広島県薬剤師会館との往来、共用部分に配慮する。
- ・大規模災害発生時に会員のみならず、県民の安心・安全の確保に配慮できる施設とする。
- ・インシャルコスト・ランニングコストに配慮すること(維持管理費をできるだけ節減できるようにする)。

### 6. 施設規模

- ①総敷地面積 2,905 m<sup>2</sup>
- ②構造・規模  
RC造を基本として、階層は、本プロポーザル参加者の提案によるものとする。
- ③延床面積  
4,000～5,000 m<sup>2</sup>程度 (広島市歯科医師会事務局他含む)
- ④施設の所要室  
1) 基本的施設

事務局部門	事務吏員 25 人程度 事務作業 (通常業務の事務機器、印刷複合機他) 業務電算室 (サーバー室) 更衣室 (男性 10 人・女性 15 人程度) 休憩・ミーティングスペース、応接スペース	
事業管理部門	会長室	
	役員室	
	応接室	
	役員会議室 (1)	15～20 人程度
	役員会議室 (2)	30～40 人程度

研修部門	大ホール	椅子のみ 500 人程度 着席 200 人程度 ステージもしくは演壇 バックヤード、倉庫
	会議室	10～20 人程度 室 40～50 人程度 室
	研修室	20～30 人程度 室 100 人程度 室
	図書資料室	
口腔保健センター	診療室他	別紙参照
歯科衛生士専門学校	教室他	別紙参照
国保組合	事務室・役員室	別紙参照
協同組合・富士見	事務室・役員室	別紙参照

- \* 大ホールについては、パーテーション等で分割して研修室と兼ねられるようにする。  
\* パーテーション等可動間仕切りで区分された各室の動線、照明、空調、音響（防音）に配慮した設計とする。

広島市歯科医師会 ( m <sup>2</sup> 程度)	事務室	m <sup>2</sup> 程度
	会議室	m <sup>2</sup> 程度
	会議室	m <sup>2</sup> 程度
安芸歯科医師会	事務室	75 m <sup>2</sup> 程度
広島県歯科技工士会	事務室	40 m <sup>2</sup> 程度
広島県歯科衛生士会	事務室	40 m <sup>2</sup> 程度

## 2) 付加施設

会員交流部門	ロビー	談話コーナー（応接セット）
共生部門	ロビー	談話コーナー
	エントランス	

## 3) その他の施設

	倉庫	各部門必要面積
	給湯室	各階
	エレベーター	2 基
	駐車場	

## 4) 上記の各部門・機能・スペース間の相互関係に配慮する。

### ⑤概算工事費

11 億～13 億円（消費税込）を限度とする。

概算工事費には、会館建設に関わる全ての経費（施設設備、外構工事、設計監理費用）を含む。

### ⑥駐車場・駐輪場

建物スペースを除く敷地内において、有効最大限の確保に配慮すること。

### ⑦物置・緑地等の附帯環境にも配慮すること。

7. ライフライン

- ・電気
- ・ガス
- ・給水 上水道
- ・排水 公共下水道
- ・広島市歯科医師会、安芸歯科医師会、広島県歯科技工士会、広島県歯科衛生士会に関しては、電気、ガス、水道は個別メーターとする。

8. 添付資料

- ・住宅地図
- ・公図（敷地図）
- ・敷地全体配置図
- ・現会館平面図

9. 注記

- ①既存の広島県歯科医師会館、広島県歯科医師国保会館、エソール広島 4 階の広島高等歯科衛生士専門学校等の 3 施設を統合して新会館建設を行う。  
なお、上記に伴い、各施設は、適宜売却等を行う。

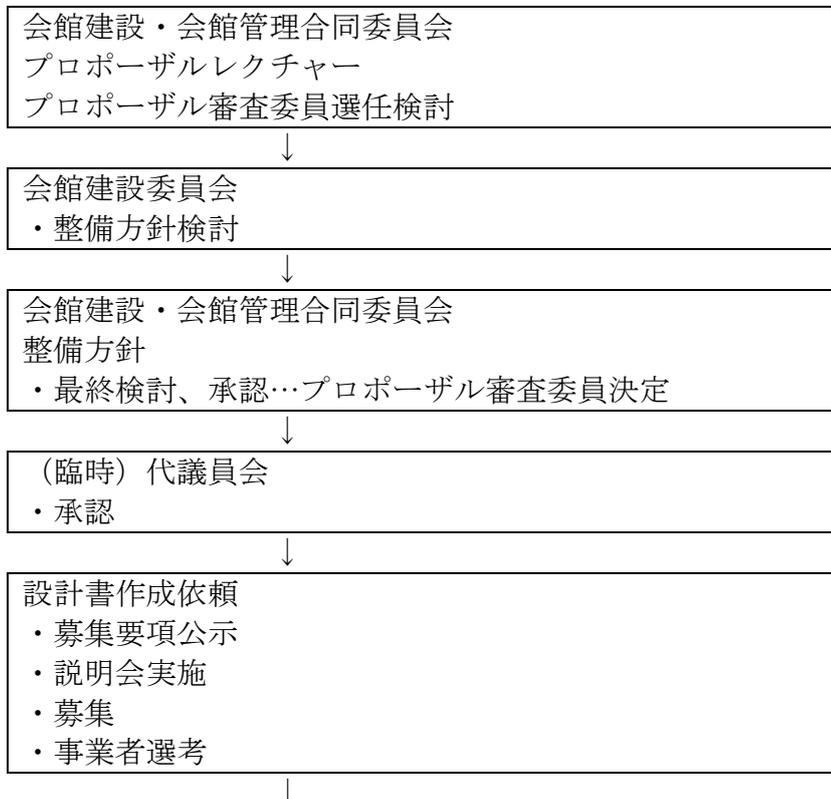
会館新築工事設計事業者選定方式（案）について

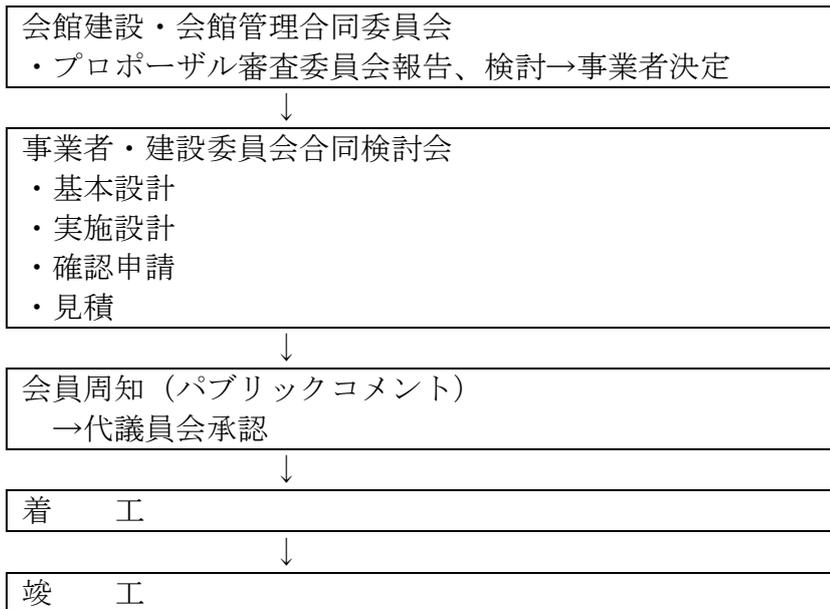
これも重要な資料ですので、そのまま添付します。

広島県歯科医師会館新築工事設計事業者選定方式（案）

＜プロポーザル方法＞

技術提案書協議方式





### 広島県薬剤師会会館との関係について

先に述べたように、第 1 回会館建設・会館管理合同委員会に、オブザーバーとして広島県薬剤師会の役員の方がお越しになりました。荒川会長によると、薬剤師会館と同一の業者、同一時期の施工を検討しているとのことでした。

それぞれが社団格を持つ団体であり、それぞれの組織としての意思決定のプロセスもありますので、簡単な話ではありませんが、建築コストの圧縮や森保相談役の講演で強調されていた、広島駅北口のまちづくりの観点などから連携の必要性があるという考え方が出るのでと思います。

またこれについて、もし薬剤師会との同一業者による建築になる場合、前述の「広島県歯科医師会館新築工事設計事業選定方式（案）」にある、「プロポーザル審査委員」について、荒川会長から、「本会から 5 名、薬剤師会から 5 名、森保相談役、ご相談いただける方（？）でいくことも考えている」との発言がありました。これについては、それぞれの組織としての意思決定が必要なことであると思います。

### 本会としての対応

今回、これまでの経緯からすると、多くの資料が提出され、具体的事項についてさまざまなことが提示されました。組織決定のあり方も含め、詳細について不明確な部分も多く、今後の建設委員会、会館管理委員会などの議論の推移を見ながら対応していきます。

そのために、市歯会会館移転準備検討委員会を開催し、森保相談役によるご講演をはじめとする先の合同委員会の内容について、市歯会会員に情報開示していきたいと思っております。